

入札説明書

調達物件名

被留置者用給食

(内訳)

- ・入札説明書
- ・仕様書
- ・契約書(案)

令和6年2月

高知警察署

令和6年2月29日
高知警察署

入札説明書

1 競争入札に関する事項

- (1) 調達物品の名称及び見込数量 被留置者用給食 年間約22,000食
- (2) 調達物品の規格等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 納入場所 高知警察署
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、1食当たりの単価（朝食・昼食・夕食を同額とする。）を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、小数点以下第1位までとする。

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 11の(1)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 調達物品の仕様書に合致した物品及び数量を確実に納入しうることを保証でき、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 仕様書等に関する質問・回答

本件に関する質疑については、次によるものとする。

(1) 質問

ア 受付日時

令和6年3月5日（火）午後5時まで

イ 質問の提出方法

別添「被留置者用給食に関する質問書」により行うこと。

ウ 提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町1丁目10-12

高知警察署 会計庶務課

電話 088-822-0110（内線230）

(2) 入札説明会及び質問書への回答

入札説明会は開催しない。

質問があった場合の質疑に対する回答は、3月8日（金）午後5時までにはファクシミリにて行う。

4 入札及び開札

(1) 競争入札参加者は、本説明書(入札方法、条件等)、仕様書、別添契約書(案)等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等については疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒780-0056 高知県高知市北本町1丁目10-12

高知警察署 会計庶務課

電話番号 088-822-0110 (内線230)

(3) 入札の方法等

ア 4の(4)の場所で入札書を所定の入札箱に投函すること。

イ 入札者が代理人であるときは、入札の前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。

ウ 郵送は認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月25日(月) 午後2時00分

高知市大津乙807番地1 高知東警察署 3階地域控室

(5) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

6 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、4の(4)の日時及び場所において入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)の立会いで行う。入札参加者等は、特に事情がある者のほか開札に立ち会うものとする。ただし、入札参加者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

開札した結果、落札者となるべき入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

8 落札者の決定方法

(1) 規則第15条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 同価格の者が2人以上あるときは、当該入札者に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わって「くじ」を引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、開札後続けて再度入札を行う。
- (4) 再度入札(初回入札と合わせて3回の入札)を行っても、予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約書作成の要否 要

10 契約条項 別添契約書(案)のとおり

11 本件入札に関して提出する書類(入札参加を希望する者に求められる事項)

- (1) この競争入札に参加をする者は、令和6年3月12日(火)午後5時までに次の資料を提出し審査を受けなければならない。
 - ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する食品営業許可証の写し
 - イ 別紙「被留置者用給食入札参加申請書」
 - ウ 入札説明書「2-(5)」本件仕様書に合致した物品の納入について、業務の実施体制を証明する書類(様式自由)
 - エ 業務実績証明書
国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)との間において、令和6年2月28日を起点として、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約の全てを完了している実績について、契約件名、契約の相手方、契約金額及び契約日を記して、業務実績証明書を作成すること。
 - オ 前記エの業務実績証明書に記載した内容が確認できる「契約書等のコピー」
- (2) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。
- (3) 入札者は、開札日までの間において、高知警察署から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

12 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (3) 令和6年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件入札手続きについて停止することとし、入札参加者には別途通知する。また、入札中止によって発生した入札参加者の費用について、県は負担しない。

補足説明

1 質問書の受付期限

令和6年3月5日（火）午後5時まで

※回答は令和6年3月8日（金）午後5時までにファクシミリにより行う。

2 入札説明書11に示す提出する書類の提出期限

令和6年3月12日（火）午後5時まで（持参または簡易書留郵便により必着。）

提出された仕様について、審査のうえ、仕様を満たしていない場合、又は説明が不十分な場合は、仕様の変更を求めることがある。

3 入札及び開札

令和6年3月25日（月）午後2時00分

1回目の入札で不落の場合は、再度入札（合わせて3回の入札）を行う。それでも、予定価格を上回る場合は、最低価格で入札した者から、順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。当日、代表者でなく、代理人で入札に参加する場合は、入札の前に委任状を提出し、確認を受けた後入札をすること。

4 入札書記入上の注意事項

入札書の住所・氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印及び代表者印を押印すること。

委任状による代理入札の場合は、委任者の住所・氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入し、その下に「代理人」の表示をして代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印すること。

入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンの使用は認めない。）で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。

入札金額は訂正することができない。その他の訂正事項又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印すること。

令和 年 月 日

高知警察署長 藤谷 周三郎 様

会社の所在地

会社名

担当者

印

電話

FAX

被留置者用給食に関する質問書

質問事項

【送信先：高知警察署 会計庶務課 ファクシミリ番号088-822-0110】

被留置者用給食入札参加申請書

令和 年 月 日

高知警察署長 藤谷 周三郎 様

住所

氏名

印

私は、「被留置者用給食」の入札参加にあたって、入札説明書の諸事項を承知し、下記について相違ない者として入札参加申請書を提出します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 提出書類
 - ・食品営業許可証の写し 1通
 - ・業務の実施体制を証明する書類 1通
 - ・業務実績証明書(記載内容の確認できる契約書等の写しを含む。) 1通

記載例

業務の実施体制証明書(自由様式で可)

令和 年 月 日

高知警察署長 藤谷 周三郎 様

住所

氏名

印

当社の実施体制について、下記のとおり相違ないことを書面により証明します。

記

- 調理体制
従業員数 名
調理施設所在地
- 配送体制
配送対応人員 名
保有配送車両 台
- 衛生管理
健康診断受診状況(便検査など)
- その他事項

業務実績証明書

令和 年 月 日

高知警察署長 藤谷 周三郎 様

会社の所在地

会社名

(代表者名)

印

高知警察署長が実施する「被留置者用給食」一般競争入札に関し、国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公団体(地方独立行政法人を含む。)との間において、過去2年以内に履行した当該業務に契約内容及び契約金額が類する業務実績を、下記のとおり有することを証明します。

記

履行実績

業務名	発注者	契約期間	契約金額	備考

業務実績証明書

記載見本

令和 年 月 日

高知警察署長 藤谷 周三郎 様

会社の所在地

会社名

(代表者名)

代表取締役の印

高知警察署長が実施する「被留置者用給食」一般競争入札に関し、国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公団体(地方独立行政法人を含む。)との間において、過去2年以内に履行した当該業務に契約内容及び契約金額が類する業務実績を、下記のとおり有することを証明します。

記

履行実績

業務名	発注者	契約期間	契約金額	備考
●●●物品売買契約	●●警察署長	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	総額 ¥1, 234, 567	契約金額は 発注者から 支払いを受 けた総額
●●●物品売買契約	●●警察署長	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	総額 ¥1, 234, 567	
実績を有しない場合は「実績なし」と記載のうえ提出すること。				
「実績なし」				

注意 ※令和6年2月28日を起点として過去2年以内に完了している契約を記入

**完了している契約を記載のこと。【契約期間の末日が未満了のものは不可】
2件以上の記載を要します。契約書金額と相違ないように注意ください。
契約内容が確認できる「契約書コピー」を添付すること。**

令和6年3月25日

高知警察署長

様

住所

氏名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名 又 は 対 象	被留置者用給食

- 備考
- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
 - 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
 - 4 入札金額を訂正することはできません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

令和6年3月25日

高知警察署長

様

住所

氏名

代理人 住所

氏名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名 又 は 対 象	被留置者用給食

- 備考
- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
 - 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
 - 4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

代理入札記載見本

令和6年3月25日

高知警察署長 ●● ●● 様

入札当日、示します。

住所

氏名

印は不要



■委任状に記載した、代理人の住所・氏名を記載し
代理人は自己の印鑑を持参して入札会場に出席

代理人 住所

氏名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。

金 額	¥消費税抜き 単価金額を記入 代理人が入札会場に出席して、入札を行う場合は 代理人の住所・氏名・印の有る様式を使用のこと
契 約 件 名 又 は 対 象	被留置者用給食
備考	

- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
- 4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

委任状

令和 年 月 日

高知警察署長 ●●●● 様

入札当日の署長名となります。

住所
(委任者)
氏名

印

私は、住所
氏名 を代理人として定め
印

令和6年3月25日執行の下記の一般競争入札
及び見積書提出に関する一切の権限を委任しま
す。

記

調達件名 被留置者用給食

一般競争入札参加者の心得

高知警察署

一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は県が指名した者、又はその代理人とする。
- (4) 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- (5) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び名称、代表者の職氏名を記入し「代理人」の表示をして、代理人の住所及び、氏名を記入し押印すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に〒の記号を付記すること。
- (3) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- (4) いったん投かんした入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

3 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (4) 入札者の記名及び押印を欠く入札
- (5) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (9) その他入札に関する諸条件に違反した入札

4 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随時契約の折衝を行うことがある。

5 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

仕様書

1 納入場所

高知市北本町1丁目10番12号 高知警察署

2 納入日

年間を通じて毎日（土曜、日曜、休日、年末年始を含む。）、朝食、昼食及び夕食を納入

3 納入数量（見込み）

年間約22,000食（1日平均約60食）ただし、本数量は、契約期間中の発注数量を保証するものではない。

4 発注、納入時間等

(1) 発注の時間及び方法

電話又はFAXにより、次に掲げる時間までに行うものとし、発注後に生じた急な過不足に対しても、可能な限り対応すること。

ア 朝食 午前5時

イ 昼食 午前10時

ウ 夕食 午後2時

(2) 納入時間等

納入に際しては、品質保持に万全を期すとともに、調理後1時間以内のものを次に掲げる時間までに納入すること。

また、事故等により納入時間が遅れ、又は、納入できない場合には、速やかに発注者に連絡し、その指示を受けること。

ア 朝食 午前7時

イ 昼食 午前11時

ウ 夕食 午後4時

(3) 空き容器及び残飯の回収

次回納入時に回収

5 給食内容

(1) 食材、メニューについて

ア 給食の量、献立、栄養価に配慮し、魚、肉、野菜、卵等のバランスを考慮し、調理方法についても偏らないようにすること。

イ 1人1日当たりの総熱量は、2,300キロカロリー（主食1,300キロカロリー、副食1,000キロカロリー）程度とすること。

ウ 刺身等鮮度の保持に支障のある食材、大きな骨等異物のある食材は使用しないこと。ただし、生野菜として食すことが妥当とされるものは除く。

エ 給食のメニューは、箸で食することができるものとし、汁物その他時間経

過後に食すのに適さないもの及びこぼれやすいものは使用しないこと。

オ 醤油、ソース、胡椒等の調味料を添加する必要のないものとする。

なお、要望により使用する調味料（醤油）については、事前に必要予定量を納入し、警察署で保管する。

カ その他発注者から給食の内容について、合理的理由による指示又は要望があった場合には、可能な限りこれに応じること。

(2) 装飾物等の不使用

竹串、楊枝、フォーク等その他の装飾物、醤油入れ等の小物容器、殻付き卵等自傷行為に使用でき、又は嚙下して危険なものは使用しないこと。

(3) 箸

箸袋は使用せず、事前に必要量の割り箸を納入し、警察署で保管する。

6 特別食等

(1) 被留置者の国籍、疾病、アレルギー、宗教上の理由等により、主食をパンに変更、豚肉等の除去、粥食、その他特別食を発注した場合に、納入価格内でこれに応じること。

(2) 被留置者が、自費負担により納入価格を超える給食を申し込んだ場合に、これに応じること。

7 給食容器

事前に承認を受けたプラスチック製等壊れにくく、かつ、衛生的な材質の容器を納入者において準備のうえ使用すること。

ただし、伝染病等隔離措置対象者の食事に使用した容器の再使用については、発注者の指示に従うこと。

8 カロリー検査

納入者は、指定する各月（4月、7月、10月、1月）について、任意の1日分の給食のカロリー検査を、栄養士資格を有する者により実施のうえ、7日以内に書面により検査結果を提出すること。

なお、書面には、1日分（朝食、昼食、夕食）の弁当写真も併せて添付すること。

この検査に要する費用等は、納入者の負担とする。

